

陳情第10号

養生所/(長崎)医学校等遺跡の
保存・保護・整備・公開に関する陳情書 X III

(旧長崎市立佐古小学校地とその外周道路を中核として)

2019年(令和元年)9月6日 金曜日

長崎市議会議長 佐藤正洋様

陳情人

〒852-8127

長崎県長崎市大手二丁目十七-四十六-一〇二

養生所を考える会 代表 池知和恭



連絡先 携帯電話



養生所/(長崎)医学校等遺跡の保存・保護・整備・公開に関する陳情 X III
(旧長崎市立佐古小学校地とその外周道路を中核として)

1. 遺跡保存へのプリンシプル

米国セントルイス・ワシントン大学教授 ジョナサン・B・ロソス氏は、生物の進化について、短期的には収斂進化の現象より必然であり予測可能とするが、長期的な予測については否定的であり、自然界の複雑性により偶然であり予測は難しいと考える様です。
『生命の歴史は繰り返すのか？[原題:Improbable Destinies]』ジョナサン・B・ロソス
(的場知之訳、化学同人):2019年(令和元年)7月20日 土曜日 日本経済新聞 書評欄)

私達 当会は、生物の進化、変化が、短期的に存在の必然であり予測可能でも、長期的に、対象世界の複雑性により偶然であり予測不可能ならば
私達 人類の未来への変化、適応も、短期的に必然であり予測可能でも、長期的に偶然であり予測不可能と考え得る、と理解します。

私達 当会は、私達 人類の未来が、長期的に存在の必然でなく偶然であり予測不可能であるならば
私達 人類が、未来に於いて、私達 人類にとって、その存在上の、望ましい世界、社会、生活に到達するには、人類の放縦と未熟に任せず
私達 人類自身が、常に、慎重に、望ましい姿や方向感に向かって、判断と行為と修正と再認識を、私達の世界に於いて、広範囲に、蓄積するしか方法がない、と理解します。

私達 当会は、例えば、人類にとって、科学技術は手段の一つである為、その運営について、広範に関連する望ましい方向感への判断又行為が、上位概念として、より重要となる、と理解します。

私達 当会は、遺跡について、自然と人工の中間領域に位置する特異な存在であり人類にとって、自然と人工がその存在上、現在を提示する処、遺跡は、その存在上、過去、即ち、時間の経過を提示し、特異な事象である、と理解します。

私達 当会は、遺跡について、人類に関する事象のうち、唯一、再確認できる“事実”である、と理解します。

私達 当会は、遺跡が、自然と人工と並んで、私達 人類の、個体と社会の、望ましい姿例えば、創造と幸福、平和、に対して、自然、人工、遺跡の夫々の存在とその特異性、性格によって、夫々の有意な影響を与え、又、役割を担い得る、と理解します。

私達 当会は、遺跡の取扱いについての、本来の在り方は、認知、調査確認、現状保存、活用、整備、公開、継承である、と理解します。

私達 当会は、遺跡のあるところで、遺跡を保存して継承し、遺跡のないところで、現代の目的機能の為の建物や道路等のの構造物を形成すること、を提案し要望しています。

即ち、人類の活動とその空間に於ける、遺跡の存在、並びに、現代の目的と機能の、共存と共栄です。

私達 当会は、私達 人類が、自然、人工、遺跡、並びに、私達 人類 から、最大限の享受を得られることを期待します。

私達 当会は、上記のプリンシプルに則って、皆様に、遺跡の、遺跡としての、認知、調査、保存、活用、整備、公開、継承を提案し要望します。

(補足)

私達 当会は、遺跡について、私達 人類にとって、一般に、多く、経済市場とその取引の対象外であり、意識と知能、身体知又経験知又暗黙知(言葉で説明できない知識)と形式知(言葉で説明できる知識)などの認識に於いて、意識並びに身体知又経験知又暗黙知の領域に関係する、と理解する処、文字、数字、データによる思考と理解が拡張する現代社会では、遺跡に関する表現は取上げられることが少ないが、その存在は、人類の個体又その人格形成、並びに、人類の社会又その在り方、様式への影響は大きいと考え得る、と理解します。

私達 当会は、遺跡又身近な遺跡の存在は、人類とその存在にとって重要な位置づけを為し得ると理解し、皆様に、遺跡の、遺跡としての、認知、調査、保存、活用、整備、公開、継承を提案し要望します。

私達 当会は、遺跡について、一般に、人類の活動の痕跡と理解され、“土地の記憶” “空間の記憶”とも表現できる、と理解します。

私達 当会は、遺跡について、一般に、痕跡、と表現し得る処より理解できるとおり、完全な状態や機能を附随して遺存することは稀である、と理解します。

私達 当会は、遺跡について、その機能や状態が完全ではないことを前提とする概念である、と理解します。

私達 当会は、遺跡について、個別の遺跡の存在上の個性は、完全であることより、むしろ、欠けていることから生まれる、と理解します。

私達 当会は、個別の遺跡について、残存状態が良くないことを、当該遺跡の“価値”の順位に置換し、又、遺跡の破壊や撤去の根拠にすることを止め、それぞれの個別の遺跡の現状を、遺跡の存在上の個性として受容し、現状保存し、当該の現状を当該遺跡の存在上の個性として活かし、即ち、之を包含して、遺跡の遺跡としての活用を実現することを、提案し要望します。

II. 長崎地域の遺跡について

長崎の市街地でも、長崎市公会堂跡魚ノ町遺跡で弥生土器残欠が、長崎県庁舎跡長崎奉行所西役所等遺跡群で縄文土器残欠が確認されています。

長崎地域は、凡そ、1万年前以来の遺跡の地です。

私達 当会は、皆様に、長崎地域に於いて、遺跡について、慎重な遺跡の遺跡としての認知と確認と保存と活用と整備と公開と継承を、提案し要望します。

1. 私達 当会は、皆様に、長崎地域の以下の土地の範囲について、文化財保護法により「周知の埋蔵文化財包蔵地」に決定し、その他の保存の措置を講ずることを、提案し要望します。

(1)対象範囲の要件は以下の通りです。

①“先史時代/古代福田氏/中世肥前丹治比氏(戸町氏・永崎氏・大浦氏・矢上氏・時津氏・大串氏等)等遺跡群”関連地域

②“都市長崎遺跡”(長崎惣町八十町と関連機能地点)関連地域

③“浦上キリシタンの里構想”関連地域(浦上村山里庄屋懸り・三ツ山一帯)

④“長崎キリシタンの里構想”関連地域(長崎奉行支配:内町外町長崎惣町八十町長崎代官支配:浦上村山里庄屋懸り-浦上村淵庄屋懸り-長崎村、大村領と佐賀領:長崎半島・彼杵半島・諫早方面)、その旧観と旧跡

2. 私達 当会は、皆様に、当(1)の対象範囲の要件①②③④について、長崎県が策定する「大綱」に於いて、具体的な、遺跡の遺跡としての位置付け、認知、調査確認、現状保存、原状回復、活用、整備、公開、継承について、記載することを提案し要望します。

3. 私達 当会は、皆様に、当(1)の対象範囲の要件①②③④に関連して、『日本遺産』を取得し『世界遺産』に登録される措置を執ることを提案し要望します。

4. 私達 当会は、皆様に、当(1)の対象範囲の要件①②③④に関連して、「縄文から現代」「日本人と自然」を主題とする『日本博』に参加する(個人の作品である“art”、並びに、社会上のart“遺跡”その他の文化財、“土地の造形”、インフラツーリズムの可能性等、の合同を主題として) ことを提案し要望します。

5. 私達 当会が、皆様に、お知らせしている、遺跡としての“土地の造形”は、同時に、現代に継承され、私達の生活に活用されている、歴史的な人類の活動空間としてのインフラ(インフラストラクチャー:infrastructure:下部構造、基盤)です。

私達 当会は、遺跡、又、人類の活動空間としてのインフラである“土地の造形”の現状保存と再建と継承を基盤とする、インフラツーリズムを提案し要望します。

主題は「歴史都市長崎のインフラ」です。

Ⅲ. 養生所/(長崎)医学校等遺跡について

私達 当会は、皆様に、養生所/(長崎)医学校等遺跡の取扱いについて、次の、A型、B型、C型、D型の三面より、提案と要望を提示します。

私達 当会の本来の要望は、A型、B型、D型に懸ります。

1. A型の提案と要望

養生所/(長崎)医学校等遺跡の中核区域(建物敷地と外周道路等)に於いて、当該遺跡の遺跡の実態を基盤に、遺跡の遺跡としての認知、確認、現状保存、活用、整備、公開、継承することを提案し要望します。

(1)要件は以下の通りです。

- ①当該遺跡の中核区域(建物敷地と外周道路等)の全域の発掘調査、遺跡の現状確認
- ②当該遺跡の中核区域(建物敷地と外周道路等)の全域の“土地の造形”と建築基礎等遺跡の実態の現状保存、並びに、原状回復(長崎医学校等両翼石垣群を含む)
- ③活用整備として、当時の写真、図面、文献資料、その他補完傍証資料、長崎市の発掘調査の成果による、長崎医学校及び病院及び外周道路の“土地の造形”の再建、外周道路敷石石畳の再建、並びに、養生所/精得館の建物の切石基壇の再建、甲種長崎医学校講堂(大正十四年長崎醫科大學ぐびろヶ丘に移築(記念館)昭和5年以降昭和6年迄に滅失)の再建、その他遺跡としての活用整備
- ④長崎市立仁田佐古小学校の当該遺跡地以外での運用
- ⑤当該遺跡地で建設中の長崎市立仁田佐古小学校校舎等施設並びに外周道路の現代の建造物の解体撤去(建物地下部分は別途検討)

2. B型の提案と要望

養生所/(長崎)医学校等遺跡の中核区域に於いて、当該遺跡の実態と建築中の長崎市立仁田佐古小学校の校舎等施設の建築を現状で中止して得られる建造物の未完成の状態の双方を遺跡と認知し、双方を基盤に、遺跡の遺跡としての認知、確認、現状保存、活用、整備、公開、継承することを提案し要望します。

(1)要件は以下の通りです。

- ①当該遺跡の中核区域(建物敷地と外周道路等)全域の発掘調査、遺跡の現状確認
- ②当該遺跡の中核区域の建物敷地の“土地の造形”と建築基礎等遺跡の実態と建設中の学校校舎等施設の建設を中止して得られる建造物の未完成の状態の双方を現状保存

③当②を前提とした敷地残余地並びに外周道路部分での“土地の造形”と建築基礎等遺跡の実態の現状保存、並びに、原状回復（長崎医学校等両翼石垣群を含む）

④活用整備として、当②を前提とした敷地残余地並びに外周道路部分での、当時の写真、図面、文献資料、その他補完傍証資料、長崎市の発掘調査の成果による、長崎医学校及び病院及び外周道路の“土地の造形”の再建、外周道路敷石石畳の再建、並びに、養生所/精得館の建物の切石基壇の再建、甲種長崎医学校講堂（明治15年頃竣工、大正14年長崎醫科大學ぐびろヶ丘に移築（記念館）昭和5年以降昭和6年迄に滅失）の再建、その他遺跡としての活用整備

⑤未完成の建造物の強度確保の為の補強又は解体

⑥未完成の建造物を一部改装して、医史医学博物館、又、来賓接待施設、長崎大学等宿舎、見学休息所、市民会議室等として整備、活用

⑦再建した甲種長崎医学校講堂の、医史医学博物館、又、来賓接待施設、長崎大学等宿舎、見学休息所、市民会議室等として整備、活用

⑧長崎市立仁田佐古小学校の当該遺跡地以外での運用

⑨当該遺跡中核区域内で建設中の建物敷地外周道路の現代の建造物の解体撤去

3. C型の提案と要望

養生所/(長崎)医学校等遺跡の中核区域に於いて、当該遺跡の実態と長崎市立仁田佐古小学校の校舎等施設を併存し、遺跡の残余の存在と小学校機能を併置し、遺跡の残余部分について、遺跡の遺跡としての認知、確認、現状保存、活用、整備、公開、継承することを提案し要望します。

(1)要件は以下の通りです。

①当該遺跡の中核区域（建物敷地と外周道路等）全域の発掘調査、遺跡の現状確認

②長崎市立仁田佐古小学校の校舎等施設を現在の計画により完成する

③当②を前提とした敷地残余地並びに外周道路部分での“土地の造形”と建築基礎等遺跡の実態の現状保存、並びに、原状回復（長崎医学校等両翼石垣群を含む）

④活用整備として、当②を前提とした敷地残余地並びに外周道路部分での、当時の写真、図面、文献資料、その他補完傍証資料、長崎市の発掘調査の成果による、長崎医学校及び病院及び外周道路の“土地の造形”の再建、外周道路敷石石畳の再建、並びに、養生所/精得館の建物の切石基壇の再建、その他遺跡としての活用整備

⑤長崎市立仁田佐古小学校の付帯設備の敷設による遺跡の破壊の回避

⑥当該遺跡中核区域内で建設中の建物敷地外周道路の現代の建造物の解体撤去

4. D型の提案と要望（A型、B型、C型の提案と要望に共通する提案と要望）

養生所/(長崎)医学校等遺跡の運用区域(病院西側)、並びに、関連区域(大徳寺境内並びに庫裏、大楠社の一帯)、並びに、佐古-仁田頭の丘、周辺一帯に於いて、遺跡の遺跡としての認知、確認、現状保存、活用、整備、公開、継承することを提案し要望します。

一帯の、寄合町西南部の「佐古入口」より、後の養生所/精得館一帯を通り、北の「大村領」に至る旧道について、遺跡の遺跡としての認知、確認、現状保存、活用、整備、公開、継承することを提案し要望します。

当該地について、文化財保護法による「周知の埋蔵文化財包蔵地」に決定することを提案し要望します。

IV. その他

1. 私達 当会は、養生所/(長崎)医学校等遺跡について、長崎県が策定を検討する「大綱」に於いて、具体的な、遺跡の遺跡としての位置付け、認知、調査確認、現状保存、原状回復、活用、整備、公開、継承について、記載することを提案し要望します。

2. 私達 当会は、当会より、過去に、皆様に申し入れた事項、並びに、皆様との“見解の相違”に係る事項、並びに、当該の陳情の詳細に係る事項について、継続的定期的な対話を提案し要望します。

3. 私達 当会は、2019年(令和元年)7月1日 月曜日に長崎市長を筆頭の名宛人として長崎市秘書課に「養生所/(長崎)医学校等遺跡の保存・保護・整備・公開に関する要望書 VII」「長崎奉行所西役所等遺跡群の調査・保存・活用・公開・整備に関する要望書 III」の二件の要望書を提出した後、2019年(令和元年)7月4日 水曜日以降、当該要望書、並びに、過去の複数の長崎市長を筆頭の名宛人とする弊会よりの要望書について、長崎市文化観光部文化財課より、当該要望書に弊会が関係者として名宛人として併記した長崎市文化財審議会長に、送達又情報共有されていない事がわかりました。

(1)私達当会は、長崎市の理事者の皆様に、本件につき、以下の通り要望します。

①私達当会は、長崎市長並びに弊会が関係者として記す名宛人が、送達又はその他の手段により情報共有することを要望します。

②私達当会は、過去に、長崎市長を筆頭の名宛人として長崎市に提出した要望書のうち、弊会が関係者として名宛人に併記する長崎市文化財審議会長に送達又情報共有されていない複数の当該の要望書について、速やかに長崎市文化財審議会長に送達又はその他の手段により情報共有することを要望します。

(2)私達当会は、本件につき、長崎市文化観光部文化財課に当該の要望を行った後、2019年(令和元年)7月9日 月曜日以降、長崎市秘書広報部広報広聴課に連絡し当該の要望をお伝えしておりますので、長崎市の理事者の皆様におかれましては、長崎市秘書広報部広報広聴課様に御解答御説明いただけますようお願い申し上げます。

V. 添付資料

私達 当会は、次に掲げる添付資料を、本陳情書の第二章として提示します。どうぞ、御一読下さいますようお願い申し上げます。

1. 『養生所/(長崎)医学校等遺跡中核区域北部一帯遺跡の取扱い(調査・保存・保護・整備・公開・継承)に関する提案と要望』

2019年(令和元年)7月9日 火曜日 養生所を考える会 代表 池知和恭

2. 『産炭地等における環境汚染等に関する要望書について』

2019年(令和元年)8月5日 月曜日 養生所を考える会 代表 池知和恭

附:『産炭地等における環境汚染等に関する要望書』

2019年(令和元年)8月5日 月曜日 養生所を考える会 代表 池知和恭

3. 『遺跡について』 -養生所/(長崎)医学校等遺跡 並びに 長崎奉行所西役所等遺跡群 の保存と活用より-

2019年(令和元年)9月6日 金曜日 養生所を考える会 代表 池知和恭

4. 『長崎奉行所西役所等遺跡群の調査・保存・活用・公開・整備に関する陳情書 IV (サン・パウロ教会等跡/長崎奉行所西役所跡/長崎県庁跡・大波止跡・築地跡等)

2019年(令和元年)9月6日 金曜日 長崎市議会議長 佐藤正洋様 陳情人 養生所を考える会 代表 池知和恭』

2019年(令和元年)9月6日 金曜日 養生所を考える会 代表 池知和恭

以上